

地域包括福祉支援センター 地域密着型特別養護老人ホーム おかりや 利用料金表

(令和8年8月1日現在)

(1) 介護給付対象利用料金

<①基本利用料金>

(1日につき)

要介護度	1日当たりの利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	6,820円	682円	1,364円	2,046円
要介護度2	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護度3	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護度4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護度5	9,710円	971円	1,942円	2,913円

<②加算料金Ⅰ> ご利用者全員に適用される項目

項	目	1割負担	2割負担	3割負担	適用要件（概略）
初期加算	1日につき	30円	60円	90円	入居した日から起算して30日以内の期間について算定(30日を超える病院等への入院後再び入居した場合も同様に算定)
安全対策体制加算		20円	40円	60円	事故発生防止のための担当の配置をし研修を実施して、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合 (入居当日に限り算定)
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46円	92円	138円	要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅰ)イ		12円	24円	36円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ		23円	46円	69円	看護体制加算(Ⅰ)イの要件に加え、医療機関等と24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		61円	122円	183円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を最低基準より1以上上回って配置し、喀痰吸引等業務の登録を受けている場合
常勤専従医師配置加算		25円	50円	75円	常勤医師を1名以上配置した場合
栄養マネジメント強化加算		11円	22円	33円	医師、管理栄養士、看護師等が共同して入居者全員の栄養管理を行い丁寧な栄養ケアを実施していること 栄養等の情報を厚生労働省に提出し当該情報等を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月につき	3円	6円	9円	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて褥瘡ケア計画を作成し、その評価結果を厚生労働省に提出し当該情報等を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13円	26円	39円	(Ⅱ)については褥瘡の発生がないこと
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10円	20円	30円	第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5円	10円	15円	感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実施指導を受けていること
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10円	20円	30円	介護機器等を活用し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取り組みを行っていること
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)		所定金額に17.6%を乗じた金額			

<③加算料金Ⅱ> ご利用者個別に提供される項目(該当する項目がある場合に加算されます)

項 目		1割負担	2割負担	3割負担	要 件	
療養食加算	1食につき	6円	12円	18円	医師の指示(食事箋)に基づき管理栄養士がカロリーや食材、形態等を考慮した食事を提供した場合(腎臓食、糖尿食、潰瘍食など)	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月につき	90円	180円	270円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を計画的に行っている場合(Ⅱ)については口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚生労働省に提出し当該情報等を活用していること	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110円	220円	330円		
特別通院送迎加算	1月につき	594円	1,188円	1,782円	定期的かつ継続的に透析を必要とする入居者に対し、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合	
配置医師緊急時対応加算	1回につき	325円	650円	975円	通常の勤務時間外	入居者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合
		650円	1,300円	1,950円	早朝(6時～8時) 夜間(18時～22時)	
		1,300円	2,600円	3,900円	深夜(22時～6時)	
看取り介護加算(Ⅱ)	1日につき	72円	144円	216円	死亡日の45日前～31日前	
		144円	288円	432円	死亡日の30日前～4日前	
		780円	1,560円	2,340円	死亡日の前々日、前日	
		1,580円	3,160円	4,740円	死亡日	

裏面に続く

項 目		1割負担	2割負担	3割負担	要 件
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120円	240円	360円	初老期における認知症によって要介護者となった入居者を受け入れた場合
外泊時費用		246円	492円	738円	自宅等への宿泊または、併設以外の病院への入院を要した場合（1月につき6日を限度）
経口移行加算		28円	56円	84円	経管により食事を摂取している入居者ごとに経口移行計画を作成し、計画に基づいて栄養管理及び支援をしている場合（作成日から起算して180日以内の期間を限度）
経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	400円	800円	1,200円	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対して、医師の指導による経口維持計画が作成され、経口による特別な管理を行った場合
退所時情報提供加算	1回につき	250円	500円	750円	施設が退居先の医療機関に対して、当該者の心身の状況等に関する情報を提供した場合（1人につき1回を限度）
退所時栄養情報連携加算	1月につき	70円	140円	210円	管理栄養士が退居先の施設または医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合
退所前訪問相談援助加算	1回につき	460円	920円	1,380円	退居後の居宅サービス等について、相談援助を行った場合（原則入居中1回を限度）
退所後訪問相談援助加算		460円	920円	1,380円	退居後30日以内に当該入居者の居宅を訪問し、相談援助を行った場合（退居後1回を限度）
退所時相談援助加算		400円	800円	1,200円	退居時に当該入居者及びその家族等に対して相談援助、居宅サービスに必要な情報を提供した場合（1人につき1回を限度）
退所前連携加算		500円	1,000円	1,500円	入居者の同意を得て、当該入居者の介護状況を示す文章を添えて居宅サービスに必要な情報を提供し、サービスの利用に関する調整を行った場合（1人につき1回を限度）
再入所時栄養連携加算		200円	400円	600円	管理栄養士が病院管理栄養士と連携し、再入居時に当該者の栄養ケア計画を策定した場合（1人につき1回を限度）
新興感染症等施設療養費	1日につき	240円	480円	720円	新興感染症の発生時に、施設内で感染した者に対して必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、施設内で感染者の療養を行った場合（5日を限度）

※ 加算料金について

上記の項目以外にも、職員配置等体制が整うことで今後算定可能な加算については、事前にご利用者、ご家族に説明し、同意の上取り扱うものとします。

（２）介護給付対象外利用料金（ユニット型個室）

項 目		利用者負担区分	自己負担額
居住費	1日につき (光熱費含む)	利用者負担第4段階の利用者	2,100円
		利用者負担第3段階②の利用者	1,470円
		利用者負担第3段階①の利用者	1,370円
		利用者負担第2段階の利用者	880円
		利用者負担第1段階の利用者	880円
食 費 (おやつ代 含む)	朝食：350円 昼食：650円 夕食：650円	利用者負担第4段階の利用者	1,650円
		利用者負担第3段階②の利用者	1,420円
		利用者負担第3段階①の利用者	680円
		利用者負担第2段階の利用者	390円
		利用者負担第1段階の利用者	300円
各種嗜好品			実 費
教養娯楽費及び材料費			実 費

※利用者負担段階とは

ご利用者の所得（世帯ごと）に応じ、居室代（居住費）、食費について負担上限額（負担限度額）が4段階に区分されており、白山市に申請することで対象者はその費用の負担額が軽減されます。

○入居に係る費用参考例

【要介護5】 1割負担・利用者負担第4段階で30日の場合
（個人加算：療養食加算540円／月を算定した場合）

①基本利用料金(29,130円)＋②加算料金Ⅰ(6,298円)＋③加算料金Ⅱ(540円)

＋処遇改善加算計(6,330円)＋ 居住費（63,000円） ＋ 食費（49,500円）＝ 合計 154,798円